



九、下関方面の遺棄(埋葬)

死体数について

下関方面の状況については、下関の退路遮断に任じた16Dの佐々木支隊(33i・38i基幹)および揚子江から下関に突入した海軍第十一戦隊関係者の証言、記録で既に述べたとおりであるが、中国側は「下関における大屠殺目撃者の証言」を報道している。主要事件を紹介し筆者の考察を述べてみたい。

① 下関煤炭港における大屠殺 (証言・南京大屠殺) 16/17(ページ)

「12月16日午前、突如『中島』という字の腕章をした敵兵四名がやってきて、難民区の各戸、各収容所を捜索して連れ出し、大方巷の広場に集めて数百人は池の端で銃殺され、数万人の青年は下関の煤炭港まで押送し、縄で縛りあげて機関銃で惨殺し、揚子江に投げ入れた。」

(注) 憲兵ならいざ知らず、戦闘部隊は「中島」などの腕章はつけていない。部隊標識は胸に縫いつけていた。また、16日、16Dは難民区には立ち入っておらず、難民区は9Dの7iが掃蕩を担当した。

② 魚雷營の大屠殺 (証言・南京大屠殺) 17/22(ページ)

銃弾に当たらず死を免れた被害者、股有余が法廷でおこなった証言の要旨。

「11月11日(農曆)上元門で捕えられ、俘虜の官兵および民衆約三百余人は農家に押し込められ、13日夜(農曆)、長江の魚雷營まで拉致された約九千人が集団屠殺された(農曆)であり12月15日の事件と注釈されている」

(注) 上元門一魚雷營付近で行動した部隊は16Dの佐々木支隊である。しかし『佐々木少将の私記抄』澄田政夫氏、平井秋雄氏らの証言、33i、38iの戦闘詳報によると、このような事実認められない。33iは14日城内に入り、市政府跡付近に宿営し、38i主力は14日午後、城内東北部(中山北路以東)を掃蕩して15日は遠く城外の仙鶴門鎮に移動している。九千人を機関銃四挺で銃殺というが、機関銃は歩兵大隊以上でないとな備していない。どの部隊が行なったのか。

③ 下関・上元門の大屠殺 (証言・南京大屠殺) 23/24(ページ)

首都電気工場長代理、陸徳の証言の要旨。中山碼頭近くの首都発電工場の労働者約五〇人、13日、首都陥落後に退去し、煤炭港の英系商社「和記冷蔵工場」に避難した。敵軍が下関に到着すると、和記工場内をさびしく検査し、雇人以外を捕えて煤炭港下流の江辺に囲み、その数は約三千と発電所の労働者五人の多さでした。12月17日、江辺に拘禁された三千余人は、はじめ機銃で掃射し、ついで死んでいない者を付近の茅屋に追い立てて閉じ込め、四周にたきぎを積み上げ、ガソリンをかけて火を放ち、一部の人を

焼き殺した。副工師・徐士英と労働者六名は難をのがれました」

(筆者注) 和記公司は英系の工場であり、当時、外国旗を掲げた建物は、たとえ敗残兵一〇の内容であるが、証言者の名前が魯姓と魯が隠れていと思われても手をつけなかつた。仮に工場内を捜査したとしても、捕出し、た人数約三千人を、入城式当日に江岸において屠殺したというのである。

④ 下関中山碼頭の大屠殺 (証言・南京大屠殺) 25/26(ページ)

被害者、梁廷芳・白増栄の目撃談の要旨。12月16日12時前、日本兵七、八名がやってきて、華僑招待所の難民五千余人を下関の中山碼頭まで押送し、午後6時すぎに下関の長江沿いの歩道に到着した。しばらくして、麻縄を満載した大型トラック二両が駆けつけ、さらに新式自動車一両も到着して地位の高い長官らしい者が下車した。帯刀した将校たちは麻縄を兵士らに分け、道路のまん中には数十歩間隔に機関銃が一挺ずつ置かれた。そして、午後7時から約千メートル離れた東・西から小銃による銃殺が始まり夜の10時ごろまでつづきました。空が暗く、見とおしが悪いためか、機関銃は用いられなかった。……長江に飛び込んだのですが、機関銃を長江に向けて掃射しました。私は水を潜って逃げたのです。(洞富雄著「決定版・南京大屠殺」三七(ページ参照))

(注) 12月17日現在「難民区収容所一覧表」によれば、華僑招待所には二千五百人の家族が収容されている。16日に華僑招待所から五千余人の難民を連行したとすれば、同収容所には当初七千五百人余の家族が収容されたとことになる。このような記録はない。

⑤ 下関・草鞋映の大屠殺 (証言・南京大屠殺) 27/28(ページ)

「12月18日、退却する中国軍、老若男女の難民、大量の傷病兵など合計五万七千余人が、南京郊外四つの郷に押し寄せた。日本軍は南京陥落後、四つの郷に侵入して五万余の難民を拘禁し、凍死と餓死に追い込み、生き残っている者を下関の草鞋映まで追い立て、機銃が、機銃は大隊に四挺、聯隊に十二挺しか

焼き、残屍を揚子江に投げ込みました」

(注) 本証言は、魯姓の証言(前出)と同内容であるが、証言者の名前が魯姓と魯が隠れていと思われても手をつけなかつた。……本証言については、前に述べたとおり、その真偽が疑わしい。

⑥ 燕子磯江辺の集団大屠殺 (証言・南京大屠殺) 32/33(ページ)

「日本軍が南京に入城した時、五万余の難民と武装を解いた兵士が燕子磯に逃げて来ており、江北への避難を願っていた。当時燕子磯一帯は敵軍艦の支配下にあり、敵機は絶え間なく爆撃と掃射を行なった。南京を陥落させた敵軍は雲霞の如く押し寄せ、難民を砂洲の中に囲み、数十挺の機関銃を設置して掃射し、五万余の無辜の同胞はすべて殺害された。」

(注) ①燕子磯(観音門)は幕府山砲台の東北方約五キロ、南京城東北方約十キロにある。同方面を進撃した部隊は、13Dの山田支隊であるが、同支隊は12月13日烏龍山、14日に幕府山を占領し、一万余の俘虜を捕えたことは前に述べたとおりである。

②海軍の第十一戦隊は12月12日、鎮江を進軍し、同日昼頃、烏龍山砲台を制圧、航路を啓開して13日15時すぎ下関に突入したが、この間、燕子磯付近行動の記録はない。

③難民と武装解除兵五万人が、南京陥落当時、燕子磯に移動したとすれば、同方面で行動した山田支隊・佐々木支隊と衝突しないであろうか。また、この大群衆を砂洲の中に

## 紅卍字会による下関方面埋葬状況報告 (南京地誌博物館檔案)

埋葬地点	死体数 (男)	埋葬月日	注	私的考察
下関渡固里	1,191	2月12日	死体が腐乱していたため、その場で納棺。	① 渡固里、九家坪の地点不詳。魚雷營碼頭は、海軍碼頭か、海軍操場付近か不詳。 ② 腐乱死体を1日に5,000体納棺、可能であろうか。
下関九家坪	480	2月18日	長江沿いで納棺。	
魚雷營碼頭 (計 5,824)	524 5,000 300	2月19日 2月21日 2月22日	死体が腐乱していたため、その場で納棺。	
草鞋水門空地 (計 574)	197 226 151	2月20日 2月21日 2月21日	魚雷營碼頭で納棺。	草鞋水門の位置は、和記公司南方か、場所不詳。
下関石榴園 (計 4,181)	147 1,902 1,346 786	2月21日 2月26日 3月1日 3月30日	幕府山そばで納棺。	① 石榴園の場所不詳であるが、幕府山で納棺しているの、同地の遺棄死体であろう。 ② 幕府山の俘虜射殺と関係するが、部隊は死体は大部を処理して江北に転進しているはず。
幕府山下	115	2月21日	草鞋水門裏で納棺。	
下関姜家園	85	2月25日	下関各地で納棺。	地点が判らない。
下関東砲台	194	2月26日	煤炭港碼頭で納棺。	① 3月6日に1,772体の腐乱体を発見処理とは奇異である。 ② 水上の死体は上流から流下した死体であろうか。
煤炭港の江辺 空地 (計 2,231)	1,772 385 74	3月6日 4月27日 5月31日	死体腐乱、現地納棺。 江辺、水上の死体を納棺。 江辺で納棺。	
海軍医院裏の築堤	87	3月14日	該地、怡頭碼頭で納棺。	
兵站地の長江沿い	102	4月29日	下関、兵站地長江の江辺で納棺 (計 714)。	死体 714 が 5 月 ごろ になっ ても、 な お 存 在 し て い た の か ?
下関石榴園	518	5月1日		
老江埂周辺	94	5月15日	江辺の水上死体を納棺。	
下関の砂洲周辺	65	5月18日		
合計	15,741	自 2 月 12 日 } 至 5 月 31 日 } 約 70 日		

ない。数十艇といえは一ヶ師団全部の機関銃を集めてなお不足する。

このように、本証言は証勉能力に欠けるがこのような証言が「戦犯谷寿夫の事案」(証言・南京大虐殺)70ページ(の注)として採りあげられていのである。

① その他生存者の訴え (証言・南京大虐殺)・洞富雄著『決定版・南京大虐殺』

下関における集団虐殺の生き残りと呼称する陳徳貴老人の訴え、尚徳義の陳述、孫永成の目撃談、和記公司・宝塔橋の難民・俘虜の虐殺等々、これらについて一々考証する紙幅がないので、主要な前記六事案について筆者の考察を述べた。

▼下関地区の「紅卍字会による埋葬死体数」考察(筆者)

中沢三夫氏(第十六師団参謀長24期)は、中国側が東京裁判に提出した資料を、弁護団を通じて入手されていたが、その資料が、最近出版された「証言・南京大虐殺」(167-174頁)一掲載の「崇善堂、紅卍字会の埋葬死体一覽表」と一致するので、下関方面の紅卍字会による埋葬一覽表を集計し、筆者の考察を述べる。

▼筆者の考察

本資料は、東京裁判に提出されたものであり、今日、南京地誌博物館檔案として保存されているものである。相当信憑性の高い資料でなければならぬが、筆者は次のような疑問を抱くのである。

① 埋葬死体全部が虐殺死体ではない。

城外戦闘の部で、崇善堂発表の埋葬死体数について、筆者の考察を述べたが、下関地区の埋葬死体についても、同じようなことが言える。埋葬死体は全部、男であり女・子供を含んでいないが、軍服着用者が民服であるか、即ち戦死者か、俘虜・便衣兵か、一般住民か、その識別が示されていない。識別は恐らく不可能であったと考えるが、悲問これらを「犠牲者」と呼称し、全部が不法な虐殺であったかのように取扱っている。

下関地区の埋葬死体合計一五、七四一体と

いうが、この方面の戦闘で多数の損害が出たことは、参戦者の証言・記録で明らかである。また、戦闘間、掃蕩間に過剰な殺傷、不法な殺害があったことは否むがたいが、これを数字的に判別することは不可能に近い。ただ言えることは、殆ど大部の埋葬死体が戦死者であらうということである。

② 中沢三夫氏は本資料について次のように述懐している。

「死体処理は日本軍が主体となって、各種民間団体、多数の苦力を使っておこなった。しかるに、紅十字会や崇善堂が日本軍とは無関係に、独自に処理したかのように発表しているが、事実と反する。本表は、日本軍による処理作業に参加した苦力の話に基づいて、後年になって作りあげたものである。」

松井大將は下関地区の視察を希望し、軍師団関係者は戦場掃除を行ったとみえるが、(松井大將日記・前出) 当時は、本表のような統計的数字は無かったと私考する。南京戦後約十年を経て、東京裁判に提出するため急遽、つくられたとも推察できるが、いかがなものであらうか。

③ 日々の納棺能力は不審である。埋葬隊の納棺作業人員、作業能力は不詳であるが、日々の作業量は、八五体、四八〇体、一、一九二体とばらつきがあり、2月21日のときは五、〇〇〇体に達している。一日五、〇〇〇体もの腐乱死体の納棺が可能であったのであろうか。

④ 作業着手機と期間に疑問がある。紅十字会は12月22日から死体の収容、埋葬を開始し、第一日に清涼山で二一九体、中華門外で六三〇体を埋葬し、逐次その数が増え、九、七二二体となった、と述べている。

(証言・南京大屠殺 167/168ページ)

「証言・南京大屠殺」167/168ページ) 下関地区は死体も多く、陸・海交通の要衝であり、最も早く死体処理を行うべきところである。この下関地区の埋葬作業が、翌年の2月12日から開始されていることを、いかに理解すべきであらうか。

が行われたが、12月22日には治安副正委員会が結成されているので、真つ先に下関の遺棄死体を処理するはずと思うのだが。

⑤ 埋葬地点と納棺数の疑問

埋葬地点別に納棺数を集計すると、魚雷營碼頭五、八二四体、下関石榴園四、一八一〇体、煤炭港の江辺空地二、三三二体となる。納棺して土饅頭をつくるには、思つたより広い地積が必要なものである。

紅十字会の埋葬一覧表をみると、次から次へと疑問が湧いてくる。

第六章 投降兵・捕虜・敗残

兵・便衣兵・難民の取扱

(付) 掠奪、強姦、放火、破壊について)

東京裁判においては、

(1) 「日本軍は南京占領後、最初の二、三日の間に、少なくとも一万二千人の非戦闘員である中国人男女・子供を無差別に殺害した。」

(2) 「安全区から便衣兵を掃蕩すると称して、兵役年齢の男子二万人を引き立てて、集団的に虐殺した。」

(3) 「武器を捨てて投降した捕虜三万人以上が降伏してから72時間以内に殺害された。」と述べ、巷間伝えるところによると、「南京攻略戦の捕虜の総数は四万二千とか。12月17日の入城式に備えて、毎夜のように捕虜・便衣兵だけでなく一般市民までが狩り出されて、数千〜数万(人数には差がある)が草鞋袂や下関の揚子江岸、あるいは西大門外(漢西門、漢中門外で莫愁湖畔)で大屠殺された。このような狂気の勝利の饗宴は古儀後六、七週間もつづいた。」

南京攻略戦の戦闘による犠牲者は多かつたが、敗残兵、便衣兵、一般市民を区別することなく、すべてを虐殺しているところに大きな問題がある。

したがって、このような見地から、①、犠牲者の分類、②、集団投降捕虜と個別的投降捕虜の数と取扱、③、便衣兵の処分、④、匪民分離工作と便衣兵の取扱い、などについて、総括する。

一、犠牲者の分類

民の類別

南京で虐殺されたと称する数は、東京裁判では約二十万、中国側は約三十万と称しているが、最近では約四十万とふくれあがった。また、東京裁判では、非戦闘員一万二千人、便衣兵と称して兵役年齢の男子二万人、投降した捕虜二万人以上を殺害したとしているが、非戦闘員、便衣兵、投降兵、あるいは敗残兵、それぞれ性格を異にする。私は南京攻略戦の実相と参戦者の証言などからみて、次のように分類する。

- 投降兵・捕虜・敗残兵・便衣兵・市民の区別
- 投降兵
- 捕虜と認められない便衣兵を含む。
- 集団投降し統制下に集団で、抵抗を断念したものの。
- 個別的投降し戦闘間、武器を捨て、個人又は小グループで投降したもの。その取扱いは、当時の戦況により異なる。
- 敗残兵
- 山間、家屋等に隠れて抵抗する軍服着用者。
- 敗残兵狩りで、最後には武器を捨てて投降した者も多いが、多くの場合、戦闘員として処断された。
- 便衣兵
- 抗日義勇軍、新四軍、遊撃隊のように当初からゲリラとして編成された部隊。
- 戦闘間に軍服を脱いで民服に着替えて武器を隠し持った元兵士。
- この中には女・子供を含むこともあるが、便衣兵は国際法上の保護は受けられない。
- 市民
- 無抵抗な市民。
- この中にもゲリラ・便衣兵が潜入していたところの問題があった。

以上のよう分類されるが、その明確な判別は甚だ困難であった。取扱いは状況によって千差万別であるが、一般的には厳しく処理された。

▼犠牲者の分類

死亡の状態	区分
① 南京防衛戦で戦死した者	死者
② 退却、逃亡の際、射撃をうけて死亡した者	死者
③ 敗残兵狩りで射殺された者	死者
④ 便衣兵で摘出され処刑された者	死者
① 個別的に投降したが、殺された者	戦者
② 戦場に残留して中国軍に協力したため、あるいは捲き添えを食って死亡した一般市民	戦者
③ 便衣兵狩りのそば杖をくって死亡した者	戦者
① 集団投降捕虜、個別投降捕虜で収容後、殺された者	戦者
② 無抵抗、善良な市民で殺された者	戦者

南京戦における犠牲者をこのように分類すると、その大部は戦死または準戦死者であり、いわゆる「虐殺」に該当するものは限定される。ただ、個別的投降兵はその場で射殺されることが多く、便衣兵狩りのそば杖をくった一般市民は、遺憾ながら当時の戦況上やむを得ない面もあった。

二、集団投降

集団投降捕虜は、主として城外戦闘間に生じており、既に述べて来たところを要約する

① 12月15日、山田支隊(65i/13D)が幕府山砲台で収容した約一万四千余(非戦闘員は釈放したので実数は約八千余である)

② 12月14日、龜化門付近で収容した約七千二百名?の捕虜(前出)。歩兵第三十八聯隊第十中隊、独立攻城重砲兵第二大隊、集

成騎兵隊の仙鶴門鎮の捕虜)  
 ③ 麒麟門(馬群) 付近の投降捕虜約三、四千名(第十六師団參謀長、中沢三夫氏及び佐々木元勝氏の証言)  
 ④ 12月14日、下関でII/451が捕えた約五、六千名の捕虜(前出)  
 ⑤ 歩兵第三十三聯隊戦闘詳報による三千余の捕虜(前出)

このほか、局所的に各隊に投降した少数の捕虜があったと思うが、ここでは大量の集團投降捕虜について述べる。

▼幕府山捕虜の取扱  
 12月15日、山田支隊が幕府山砲台付近で収容した捕虜については、戦史叢書は次のように述べている。

「南京占領後の捕虜の処遇は十分とは言いがたい。これは、激戦直後の將兵の敵愾心捕虜収容設備の不備などによるものであるが、捕虜殺害の数はさほど大ではないようである。」

第十三師団において多数の捕虜を虐殺したと伝えられているが、これは15日、山田旅団が幕府山砲台付近で一万四千余を捕虜としたが、非戦闘員を釈放し、約八千余を収容した。ところが、その夜、半数が逃亡した。

警戒兵力、給養不足のため捕虜の処置に困った旅団長が、17日夜、揚子江対岸に釈放しようとして江岸に移動させたところ、捕虜の間にパニックが起り、警戒兵を襲ったため、危険にさらされた日本兵はこれに射撃を加えた。これにより、捕虜約一、〇〇〇名が射殺され、他は逃亡し、日本軍も將校以下七名が戦死した。

なお、第十六師団においては、数千名の捕虜を陸軍刑務所跡に収容している。」

(筆者注)  
 既刊の「歩兵第六十五聯隊一郷土部隊奮戦記」鈴木明「南京大虐殺のまぼろし」を踏まえ、參戦者の証言により、その真相を探ってみよう。

山田旅団長、両角聯隊長の人物  
 戦場指揮とくに捕虜処遇には、指揮官の性格が非常に影響する。山田樞二旅団長18期は出征前、陸軍士官学校予科生徒隊長であり、のち仙台幼年校々長となられる教育者であった。両角業作聯隊長22期は後年、第三十師団長として、ミンダナオ島で戦い、無事帰国されたが、温厚な文人肌の軍人である。

収容捕虜の半数逃亡  
 非戦闘員を釈放して残った約八千人を、砲台の付属の建物に収容したが、監視も十分にはできないが、幸い砲台地下室に中国軍の食糧が残されていたので、彼等に自炊させたが、長期間の給養は不可能である。部隊は近く揚子江北岸に転進しなければならぬ。旅団長は捕虜の処置に困り、軍司令部の指示を仰いだ。

ところが、軍司令部は「捕虜はとらない」という意向である。八千人の捕虜をもてあましていたが、15日夜、炊事中の火事の混乱に乗じて約半数が逃亡した。聯隊の幹部は「内心少なくなつてホッとしたり」と述べ懐いている。聯隊の兵力は、上海以来の激戦で半減し約一、五〇〇人にすぎない。武器を持たない捕虜ではあるが、この多人数が暴れたら手がつけられなくなる。

翌16日、旅団副官を軍司令部に派遣して「軍みずからの収容」を交渉したがラチがあかず、調査にきた憲兵將校にも「この大勢を処分することなどできるものか」と説いたが、依然軍司令部は「捕虜は速やかに処置せよ」とである。

釈放中の悲劇  
 思案の末、旅団長・聯隊長は、揚子江の中洲、北岸へ解放する策を考えたのであるが、夜半、江岸に連れ出された捕虜は逃亡のチャンスとみたか、殺害の危険を感じたか、数発の銃声をきっかけにして暴動がおこり、そのため千人余の犠牲者が出たが、日本軍も將校一人、兵六人が戦死した。

——栗原利一氏と平林貞治氏の証言——  
 最近、毎日新聞(昭59・8・7)は栗原利一氏(田山大隊の伍長、小平市住)のスケッチ

チ入りの証言をとりあげて、従来の自衛発砲説を覆す証言と報道しているが、直接取材したところ「真意は逆である。大虐殺の立証に利用されて迷惑を感じている」とのことであり、捕虜があげられたから、命令によりMGを射つたことになり、ご本人は真面目な戦闘行動と受け取っておられる。スケッチに画かれた中洲は小さいが、実際は大きな中洲であり、海軍第十一戦隊は制航の際、この中洲から発砲されており、ここに中国兵が多い数潜入していたことは確実である。スケッチの日本軍の態勢は、江岸と東方が開放されて「包囲・皆殺し」の態勢ではない。

また進行した捕虜の数を一三、五〇〇人と報じているが、実数は約四、五千であったという。  
 問題の核心は、どのような状況で「撃て」と命令されたかであるが、平林貞治氏(聯隊砲中隊小隊長・福島市住)は次のように証言した。(『世界日報』59・7・17)

「船がきていない。ワァーという声があがり、続いて『ペンペン』という音がして捕虜の暴動が起きた。將校の一人が軍刀を奪われて斬りかかられた。これは大変だと発砲した」

▼鼻化門(仙鶴門鎮) 付近の捕虜  
 この投降捕虜については前に述べたとおり、佐々木少將、沢田正久氏、澄田政夫氏、宮本四郎氏らの証言と、集成騎兵隊の戦闘(加藤正吉氏の証言)、『小戦例集』、『歩兵第三十八聯隊戦闘詳報第十二号附表』などを総合して判断すると、同一の捕虜と推察される。その数は一万、三、四千と大きな差があるが、歩三八の澄田政夫氏(『借行』八月号)は約二千人内外ともいふ。

この投降捕虜群は16日頃、南京に護送されたことは確実であり、佐々木元勝野戦郵便長が、16日夕刻、中山門付近で出会った捕虜群が、これに該当するものである。

佐々木元勝氏(野戦郵便長、前出)は16日「麒麟門近くの試験所の広場で、青服を着た苦力みいたいな武装解除された約四千の兵」を目撃している。また、第十六師団參謀長中沢三夫氏は「17日頃、馬群付近の捕虜約三、四千人を南京刑務所に護送した」と述べ懐いている。この麒麟門と馬群は場所が非常に近い、日時も概ね一致しているため、同一の捕虜と推定される。

また、17日の日暮れどき、佐々木元勝氏は「苦力・俘虜の行列三組に会った」と言っている。中沢三夫氏の述べた如く、南京刑務所に収容したことはほぼ確実である。  
 ▼柳原主計氏の述懐(上海派遣軍後方參謀35期、東京都練馬区東大泉町八二一)  
 (筆者注)  
 柳原氏は後方參謀として従軍、翌13年1月陸軍省人事局課員、東京裁判では松井大將の弁護側証人。老衰して記憶も薄れているが、生き残りも少ないので……と前置きされ、当時のアルバムをめくりながら、お話を伺った。

俘虜の取扱  
 軍の入城式は12月17日であったが、私は入城式に先立ち、13、14日頃中山門から市内に入り、俘虜は相当あるのではないかと思いましたが、支給する食糧や収容場所などが決定しなかったため、「取り敢えず各隊で持つておれ、移管の時機は速やかに示す」としました。

ところが、無錫の倉庫で米約六、〇〇〇袋を搾取したとの報告をうけ、また、刑務所や監獄が使用できるようにしたので、入城式の前後に俘虜の移管を受けた記憶がありません。  
 中央刑務所に収容された俘虜は約四、五千であったと思います。それは翌年1月、上海地区の労働力不足を補うため、多数の俘虜を列車で移送し、約半数二、〇〇〇人を残したように記憶しています。  
 軍経理部の岡田西次主計少佐は、「当初食糧が不足していたので、日本兵に支給する五人分の食糧のなから、俘虜一名分を捻出し

た。このことを知ったのである。俘虜になり使役をやれば食べられるというので、今まで隠れていた敗残兵や便衣兵が、進んで名乗り出て俘虜になった」と話してました。

▼歩兵第四十五聯隊に投降した下関の捕虜  
12月14日の朝、歩兵第四十五聯隊第二大隊が下関で捕えた約五、六千の捕虜は、前に述べたとおり、第二大隊長成友少佐、鶴岡敏定氏(45)史編纂委員(48期)によると、同日正午頃、非戦闘員を釈放し残りの者は第十六師団に引き渡している。

釈放した非戦闘員がどのくらいで、第十六師団に引き渡した捕虜が何名であろうか。成友氏の手記、第十一中隊軍曹、浜崎富藏氏の証言、ヒゲが両耳から顎まで垂れさがっていた人(第六中隊長の山本華人大尉、45期)が訓示して、放した「などから推察すると、殆ど大部分が釈放されたような印象である。

14日に下関の掃蕩に任じたのは歩兵第三十三聯隊(第一、第三大隊)であるが、聯隊本部通信班長、平井秋雄氏、第三大隊副官、堤千里氏は「捕虜を引き継いだという話は聞いたことがない」と、強く否定された。どうも、この捕虜の取扱いは良くわからない。

【朝日ジャーナル】(昭59・7・27)「南京への道」(P41~P42)にある劉四海の体験談、「昭和12年12月14日、16日頃、下関地区において釈放された捕虜の一部、四〇〇〇五〇名が江東門付近で再逮捕されて殺された」について、「偕行」編集担当理事の久保三好氏(少佐24期)が前記の浜崎富藏氏(戦後、鹿兒島市警察署長)を通じて、第九、第十、第十一中隊、第三機関銃中隊の生存者に、当時の模様を尋ねた。

——浜崎富藏氏の総合所見——  
当時、第二大隊は水西門地区、第三大隊は江東門地区を警備していたので、もし事件ありとすれば、第九、第十中隊あたりと思う。人によりいろいろ見解が異なるが、白旗(白布)を掲げてくる中国兵一、二小隊ぐらいを殺したという者もある。

【朝日ジャーナル】(昭59・7・27)「南京への道」(P41~P42)にある劉四海の体験談、「昭和12年12月14日、16日頃、下関地区において釈放された捕虜の一部、四〇〇〇五〇名が江東門付近で再逮捕されて殺された」について、「偕行」編集担当理事の久保三好氏(少佐24期)が前記の浜崎富藏氏(戦後、鹿兒島市警察署長)を通じて、第九、第十、第十一中隊、第三機関銃中隊の生存者に、当時の模様を尋ねた。

【朝日ジャーナル】(昭59・7・27)「南京への道」(P41~P42)にある劉四海の体験談、「昭和12年12月14日、16日頃、下関地区において釈放された捕虜の一部、四〇〇〇五〇名が江東門付近で再逮捕されて殺された」について、「偕行」編集担当理事の久保三好氏(少佐24期)が前記の浜崎富藏氏(戦後、鹿兒島市警察署長)を通じて、第九、第十、第十一中隊、第三機関銃中隊の生存者に、当時の模様を尋ねた。

【朝日ジャーナル】(昭59・7・27)「南京への道」(P41~P42)にある劉四海の体験談、「昭和12年12月14日、16日頃、下関地区において釈放された捕虜の一部、四〇〇〇五〇名が江東門付近で再逮捕されて殺された」について、「偕行」編集担当理事の久保三好氏(少佐24期)が前記の浜崎富藏氏(戦後、鹿兒島市警察署長)を通じて、第九、第十、第十一中隊、第三機関銃中隊の生存者に、当時の模様を尋ねた。

【朝日ジャーナル】(昭59・7・27)「南京への道」(P41~P42)にある劉四海の体験談、「昭和12年12月14日、16日頃、下関地区において釈放された捕虜の一部、四〇〇〇五〇名が江東門付近で再逮捕されて殺された」について、「偕行」編集担当理事の久保三好氏(少佐24期)が前記の浜崎富藏氏(戦後、鹿兒島市警察署長)を通じて、第九、第十、第十一中隊、第三機関銃中隊の生存者に、当時の模様を尋ねた。

【朝日ジャーナル】(昭59・7・27)「南京への道」(P41~P42)にある劉四海の体験談、「昭和12年12月14日、16日頃、下関地区において釈放された捕虜の一部、四〇〇〇五〇名が江東門付近で再逮捕されて殺された」について、「偕行」編集担当理事の久保三好氏(少佐24期)が前記の浜崎富藏氏(戦後、鹿兒島市警察署長)を通じて、第九、第十、第十一中隊、第三機関銃中隊の生存者に、当時の模様を尋ねた。

末端の散発的な出来事は、戦闘行為の常として発生を免がれなかったとしても、即「大虐殺」に結びつけるのは飛躍がある。

▼歩兵第三十三聯隊戦闘詳報の三千余の捕虜  
戦闘詳報には将校一四、下士官兵三〇〇八、計三、〇九六とし、「処断す」と誌されている。

平井秋雄氏、堤千里氏は前述の如く、「追撃間には投降兵や敗残兵を射殺しながら前進したが、捕虜は獅子山砲台で約二百ぐらい收容を收容し、この捕虜を処断したという事は聞かない」と述べしている。

もしも、三千余の集団投降捕虜を処断したとすれば、聯隊本部の平井氏や大隊副官の堤氏が知らぬはずはないと思ひ、再度問ひ合せた。両氏は聯隊関係者を調べたが、そのような事実は発見できない。戦闘詳報にそのような数字が書き込まれているとすれば、13日の追撃間の投降兵の殺害と14日の掃蕩間の敗残兵の処分数を集計したものはあるまいか、との返事であった。

この戦闘詳報に關係する資料としては、佐々木少将日記(前出)の一節がある。  
「13日午後2時ごろ、部隊をまとめつつ、和平門にいたる。その後、俘虜ぞくぞく投降し来り数干に達す。激昂せる兵士は上官の制止をきかばこそ、片っぱしから殺戮する。」

「14日、城内外の掃蕩を実施す。いたるところに潜伏している敗残兵をひきずり出す。武器は殆ど放棄または隠匿していた。五百、千という大量の俘虜が、ぞくぞく連れられてくる。……敗残兵といつづける尚、部落・山間に潜伏して狙撃をいづづけるものがいた。したがって抵抗するもの従順の態度を失するものは、容赦なく即座に殺戮した。」

これらを総合してみると、平井・堤両氏が返答したように、13日の追撃戦闘間に投降してきた俘虜、14日掃蕩間の敗残兵で捕えられたが抵抗した者を「処断」した、あるいはその集計が三千余とも推察される。したがって、法に照らせば收容すべき投降兵であったかも知れないが、追撃戦闘間や掃蕩間の射殺であり、戦闘詳報には「捕虜の処断」と記したのではあるまいか。

思うに、この「捕虜」という用語が適切でないと考えられる。「佐々木少将日記」でも「投降兵、敗残兵、捕虜」の使い分けが甚だ明確でない。

また、佐々木少将日記の14日の掃蕩の項の「五百、千という大量の捕虜」について、参戦者は「オーバーな表現である」と答えたが、三千余という数には疑問が残るにして、投降兵(敗残兵)を「処断したこと」に關しては否定し得ないと思ふ。

三、個別の投降兵(捕虜)  
南京攻略戦の過程や城内掃蕩間に、数十名、数百名の中国兵がバラバラと投降してきたが、当時の戦況に応じてそれぞれ「処理」されている。急迫した戦闘中や追撃間においては、多くの場合射殺、一部のケースでは收容している。この各部隊が收容した個別的投降捕虜の取扱いは、南京への追撃戦闘、各部隊が連行した捕虜(一部民間人を含む)は、弾薬・糧秣等の運搬に従ったが、その数は少数であり、目的地到着までは用済み後は釈放している。私の部隊でも炊事の使役に使ったが、よく働いてくれて、お互いに親近感を抱き、とても「処分」などするような雰囲気ではなかった。

南京攻略戦や掃蕩間に第一線部隊が收容した捕虜は、後方部隊に引き継がれ收容されたのであるが、その後の状況を現在個々に調査することは殆ど不可能である。

南京入城時には既に難民区が設けられ、城後は日本軍の指導により内部の秩序を維持し、この区域への軍人軍属の出入は、選抜された警備隊によって厳禁されていた。南京陥落とともに、中国軍兵が難民区に遁入しましたので、日本軍は治安維持会と協力して、難民には通行票を発行しました。

潜入した便衣兵は、憲兵隊によって摘発され、さらに軍法に照らし審査のうえ、下関で銃殺になったように承知しております。

南京に入城した部隊は、選抜された部隊で、軍紀維持につきましても、上海戦以来たびたび厳しい要求がなされ、とくに南京入城後、故宮広場の松井軍司令官の訓示は、終生忘れ得ません。

また、残念ながら南京戦における若干の婦女暴行につきましても、慰安所が開設されるまでの短期間に発生した事件であります。中圍側が抗議し発表した事実や写真については、当時の実状とは著しく相違しています。

注意を要することは、郷土新聞社からの従軍記者や写真班が望むままに、無思慮な言葉をはき、大勢のなかには刺殺、斬首などの真似をした馬鹿者も居りました。これらの報道が誤解を招いたのだと思ひます。

——下関での便衣兵処分——  
城内には多数の外国公館がありソ連公館は鼓樓の西北に、アメリカ、イギリスの公館は挾江門の近くにありました。日本軍が入城後、重機関銃などを使用して捕虜を大量に殺しておれば、外国公館に判らぬはずはなかったと思ひます。千人ものひとを射殺すると、これは大変なことでも、もちろん重機関銃でなければならず、この銃声を秘匿することなどでもできません。

下関の多数の死体は機関銃によるものであって、南京攻略戦のさいの脱出者、残敵掃蕩戦による戦死者であり、捕虜ではありませ

「南京大虐殺」とは——  
「南京大虐殺」の問題点とは、と聞かれま

すと、私は一言に要約すると便衣兵の処分であると申しあげたい。

「南京大虐殺」とは——  
「南京大虐殺」の問題点とは、と聞かれま

「南京大虐殺」とは——  
「南京大虐殺」の問題点とは、と聞かれま

すと、私は一言に要約すると便衣兵の処分であると申しあげたい。

「南京大虐殺」とは——  
「南京大虐殺」の問題点とは、と聞かれま

すと、私は一言に要約すると便衣兵の処分であると申しあげたい。

「南京大虐殺」とは——  
「南京大虐殺」の問題点とは、と聞かれま

すと、私は一言に要約すると便衣兵の処分であると申しあげたい。

「南京大虐殺」とは——  
「南京大虐殺」の問題点とは、と聞かれま

すと、私は一言に要約すると便衣兵の処分であると申しあげたい。

「南京大虐殺」とは——  
「南京大虐殺」の問題点とは、と聞かれま

すと、私は一言に要約すると便衣兵の処分であると申しあげたい。

いるという噂を聞き、また実際にその光景を見た。

岸壁から数本の木製棧橋が、約十数米、江上に突き出ていました。そのたもと岸壁には、両手を後ろ手にしばられた便衣兵が三、四十人蹲っており、棧橋の先には一名の日本兵が待ち構えておりました。一人ずつ歩かせて棧橋の端にきた時、突き落として小銃で射殺してました。

三つの棧橋でやっていったように覚えていますが、当時、浦口への渡船に任じていた工兵の生存者がおれば、その詳細が判ると思えます。

そのうちに、下関で捕虜を殺しているという話がひろがり、外国公館からも問い合わせがあったとかで、下流に移されたと聞きました。

この便衣兵の処分が、「南京虐殺」と言われるものの実体ではないかと思えます。

松川晴策氏の証言 (千葉鉄道第一聯隊、上等兵、現住所、川崎市宮前区菅生二九七九)

下関埠頭で捕虜処分

私は一下士官として南京戦に参加しました。このまま胸にしまつて置くことは、後に悔いが残るような気がするので、今まで誰にも話したことはないのです。家内と相談のうえ、老いの身に意を決してお手紙を差しあげる次第です。

私たちの部隊は、昭和12年7月25日に千葉を出発し、最初北支、ついで上海―南京戦に参加しました。

12月13日の南京落城の日には、中山陵の裏側にあたる堯化門というところにいました。大きな気球が上がり、南京の陥落を知りました。

その翌日、光華門(注、中山門の誤りである)から南京城内に入りましたが、街は爾然としており、歩いて中山路を一路北に進み、市内を縦断して挹江門に出ました。途中ほとんど屍体を見なかったが、挹江門付近には相当数の中国兵の屍体が折り重なつていま

した。土のうと死体が一緒くたになって、約一メートルぐらゐの高さに積み重ねられ、その上を車が通るといふ場面を見ました。しかし、その間は、ほんの三、四メートルぐらゐで、その付近、道路の両側にも死体があり、その数は百以上だつたと思えます。

私たちは鉄道聯隊なので、早速、下関駅の復旧業務に従事しました。15、16日のことであつたと思いますが、下関埠頭で便衣兵が一列にならばされ、兵士が次から次へと銃剣で突き刺したり、あるいは銃で撃っているのを見ました。その数は百や二百ではなかつた

が、千人とはいなかつたことも事実です。何千、何万というような数では絶対にありませぬ。入城式前と記憶していますから、16日のことかも知れません。

城内は前に申したように極めて平穏で、すでに市民も帰りはじめ、中山北路あたりは露天商も店を開き、平和が甦つたという感じでした。18、19日ごろ私はその露天商に水牛の印鑑を彫らせ、今もつてその印鑑を愛用しています。

(筆者注) 松川氏の城内の情景描写は日時的に若干違つてゐるが、下関棧橋の捕虜処分の光景は、石松氏の証言と概ね一致する。

五、便衣兵および難民の取扱ひ

「匪民分離工作」の実態

南京占領後、2月20日頃までは、市内の警備は上海派遣軍の第十六師団(20トと33ト)が担任することとなり、原則として柳川軍(10A)の市内進駐は認めない方針であつた。しかし、占領直後は第九師団の一部(7i、35i)および第六師団の一部が城内に進入したままであつた。

12月21日、全軍の新配置が決定され、第六師団は揚子江上流の蕪湖方面へ、第百十四師団は杭州方面へ、第九師団は上海北方地区にそれぞれ移動し、第十六師団が南京城周辺地域を警備することとなつた。

そして、歩兵第三十旅団長佐々木到一少将

は、警備司令官に任せられ、肅清委員長として城内の治安維持にあつた。当時、日本軍当局は少なくとも六千内外の中国兵が、便衣に若換えて難民区内に潜入していると判断していたので、日・中合同による「匪民分離工作」いわゆる「便衣隊狩り」が行われたのである。

東京裁判では、前述のとおり「安全区から便衣兵を掃蕩する」と称して、兵役年齢の男子二万人を引き立てて、集団的に虐殺した」と述べている。また、洞富雄著「決定版・南京大虐殺」、ティンパリー原著「外国人を見た日本軍の暴行」などによると、「12月15日、17日にわたる連日連夜、難民收容所から数千人が連れ出されて、下関や漢西門外で虐殺された。この悪魔の饗宴は翌年の2月まで続いた」と記録している。

問題は、「便衣兵掃蕩」と称して「何が行われたかである。それについて参戦者の証言を聞く。

佐々木到一少将の「私記抄」

南京警備と査問工作

12月21日 全軍の配備を整理せられ、各師団は城内より退去。わが師団は南京城を含む周辺地域を警備。予は南京地区西部警備司令部を命ぜられる。城内警備に関しては派遣軍司令官の直轄となる。

12月22日 城内肅清委員長を命ぜられ、直ちに会議を開催す。当時は難民区への出入は厳重に警戒し、将校といえども、許可されたる者以外は出入を禁止されていた。

12月23日 会議

12月24日 会議、査問工作開始。

12月25日 軍服を脱いで便衣となつて、難民区内に潜入したことが明らかであつた。難民区内の住民が、全部常民とは信じられなかつたので、調査する必要を生じた。

12月26日 査問工作の目的は、住民に混入している便衣兵を摘出して、不穏分子の陰謀を封殺するとともに、わが軍の軍紀風紀を肅正して民心を安んじ、速やかに秩序と安寧を恢復するに あつた。

調査の方法は、日支合同の委員会を構成し、日支人立会のうち一人ずつ審問し、検査し、委員が合議のうえに敗残兵なりや否やを判定し、常民には居住証明書を交付した。敗残兵と認定された者は、これを上海派遣軍司令部に引き渡した。

予は、峻烈なる統制と監察・警防によつて、概ね二十日間に所期の目的を達することのできた。

1月2日 敵機五機、大校飛行場を空襲するも損害なし。

1月5日 査問打ち切り。この日までに出した敗残兵は約二千。旧外交部に收容したが、外国宣教師の保護下にあつた支那傷病兵を俘虜として收容した。

城外近郊にあつて不逞行動をつづける敗残兵も逐次捕縛、下関において処分せるもの數千に達す。

1月22日 警備司令官の任を第十三師団の天谷少将と交代。その後、再び北支へ転進す。

第十六師団副官、宮本四郎氏の遺稿

難民区内に中国兵が潜入していることが判つたので、これを摘出することになった。司令部でもあまり用のない将校が取り出された。捜査のやり方は、一人ずつ連れ出して真の難民か、逃亡兵かを見分けるのである。多勢であるので書類づくり等は一切しない。

ある日、司令部の大隊長で同期の瀬戸大尉が、面白いから見に来いと言つたが、私はそんな暇はないが、見分けていくだろうと云つたら、彼は、さりげなく次のように云つた。「わけないことだ。ズボンをまくりあげさせ、短ズボンをはいていた奴は、太股に日焼けの横線がある。此奴は兵隊である。」「イン道路に散乱していた短ズボンを思い出す

粉らわしいのは逃亡兵の方に入れる。それが逃亡兵でない時は、本人が言い張るばかりでなく、難民区から見に来ている男女中国人が、この男は何町の呉服屋の店員だとか、或いは、これは私の妹の子供だとか、泣きすがつ

て哀願する婆さんが現われたりして、決着がつく」と言う。大行李長は、淡々として何のこだわりもなく、出かけて行った。

万以上いるのだから、幾組かの捜査班で、一週間に上続いた。一方、捕虜の方は予定通り、刑務所や倉庫、学校等に収容されてあった。(筆者注、佐々木到一少将の私記抄による)と、12月22日、査問工作を開始、1月5日打ち切り。城内より摘出した敗兵約二千とい

またある時、アメリカの武官が視察に来るから、死体を形付けて置けという通知があったが、各部隊はそんなことには動かない。私は太平門を出て直ぐ左に沼地があり、道路から四・五米低いところに、中国兵の死体が道路の高さまで積み重ねてあるのを見た。三百人くらいはあったと思う。土をかぶせたかと思いついたが、全然そのままである。日本兵にして見れば、敵を殺して何が悪い。戦争じゃないか、という考え方であつたらう。

しかし、中山路(メインストリート)の軍道の中央に五、六歳の女の子の死体があり、哀れで見ると心を痛ました。誰か始末してやたらよいのと思つても、自分がするのには嫌である。永い間放置してあつたが、この時を機会に誰かが片付けてくれた。

戦闘の跡始末も漸く終わり、下関にある発電所も修理して電灯がつくようになり、水道も水が出るようになった。食事も正常に補充されて、水牛だとか、何だか判らないようなものを食べなくても済むようになった。正月には餅も食べた。

皆、ようやく心に余裕が出てきた。私も記念に紫金山をスケッチしようという気持ちにもなった。もう疲れも取れたという1月20日頃、師団は北支・順徳に行けということになったのである。

▼榊原主計氏の回想(上海派遣軍参謀) — 南京市内の警備は上海派遣軍が担任することになり、第十六師団(20iと33i)が警備

にあつたが、占領直後は第九師団の一部も進入していた。入城部隊は極力制限されてい

柳川軍(10A)は原則として部隊の市内進駐を認めない方針であつたが、後に敵選された極く一部の部隊(大隊程度)が警備にあつたと記憶している。

私は13日14日頃、單車(サイドカー)で市内に入ったが、大体平穩でした。一万二千人の女・子供を含む非戦闘員の殺害の跡など認めませんでした。第一、住民はおらず、そんなに多数の殺害などできるはずがありません。13日に市内に進入したわが軍の兵力からみて、一万二千人の殺害など不可能です。

便衣隊狩り、捕虜三万人以上殺害? — 捕虜収容所には多少出入しましたが、「降伏後七十二時間以内に捕虜三万人以上殺害」の如き事実はありません。捕虜の取扱については前述のとおりです。

便衣隊狩りの犠牲者二万人? そのような事実も無かつた。私は仕事の関係上、中国の参謀本部跡の建物内に入って見ましたが、ガランドウで書類が散乱し人影はありませんでした。

近郊の避難民約五万七千人殺害、南京市内外で約二十万人殺害? まったく荒唐無稽な数です。

その他 — (1) 中国軍の日本課長の呉石君の自宅が、五台山にあるというので、この家を探し出して荒らされたというので、後日、呉石君から礼状をいただいたが、この呉石君は陸大45期、昭和8年卒業の同期生です。(2) 徴発に必要というので、木材を徴発したことを覚えていて、(3) 防疫給水部は軍の編成内にあつたが、木質は悪いし、コレラが多発し、中国軍による毒物投入をも警戒して、防疫・給水業務に多忙をきかされた。防疫給水部が停廃を解剖実験に使つたとかいふ噂話を聞くが、そんなことは絶対にない。

▼藤田 清氏の証言(独立軽装甲車第二中隊 前出) — 南京占領後 —

私の中隊は21日、城内の軍官学校教導隊の校舎に移転した。この頃には、軍の特務機関や紅十字会などの活動により、戦禍も整理され、治安維持会も設立されて街に住民の姿を見るようになった。私たちは城内の宿舎で餅を焼きしめ縄を飾って、陣中の正月を迎えた。久しぶりにくつろぎ、宿舎や身辺の整理に忙しく、公務以外には外出は禁止されていた。

中隊では中国人七・八人を炊事・雑役につかい、隊内の別棟に家族と一緒に住み込ませたが、十四歳の陳少年は兵隊たちに可愛がられていた。彼は「ぜひ、日本に連れて帰ってくれ」と、頼んでいた。これは皆が知っている。私たちは戦闘以外では、中国人と仲良く暮らしたのである。

婦女子の暴行・強姦問題 — 中隊が軍官学校に駐留していた時、夜になつると、こっそり隊を抜けた男子が二人、将校は知らず、私も報告しませんでした。現役のFと召集兵のOでした。宿舎を抜け出して何をしたか、恐らく「女遊び」に行つたものと思えます。

私の中隊は軍紀厳正な部隊であつたが、南京入城後、百二十名の隊員中、二名の不心得者が居つたことは事実です。

南京慰安所が、いつ開設されたか、はっきり覚えていないが、城内飛行場近くに遊郭のようなのがあつたことも覚えていて、南京占領後、軍の慰安所が未だ開設されな

い短期間のあいだに、ごく一部の者が婦女を犯したことはあるでしょう。わが中隊の恥であります。申し添えます。しかし「婦女子の強姦・暴行二万件」なんて話は、到底信用することはできません。▼大西一氏の特務機関長としての思い出 — 便衣兵の摘出と捕虜の取扱、敗退した中国兵は、便衣に化けて難民区に逃げこみました。したがって、主として憲兵

隊によつて「匪民分離」(便衣兵の摘出)をやりました。当時の憲兵隊長は宮崎有恒という難敵な人で、終戦時バラオの憲兵分隊長で、自決しました。

「便衣兵の摘出二万人」なんて、まったくナンセンスです。確実な数はわかりませんが、数百名ではないでしょうか。宮崎氏の性格からみても、脱走、潜伏した悪質の敵性分子として、処刑したものと思えます。

難民区は要所要所に歩哨を立てて、夜間は動哨、巡察していましたが、占領後は特別な事件が起らない限り「摘出行動」はやらなかつた。

私が南京特務機関長になつたとき、第十軍参謀がやってきて「軍司令部で俘虜五・六十名持っているのだから、これを引き受けてくれ」というので、これを引き受けました。もし優秀な者がいれば、将来地方政権ができたとき、治安部隊に使うことを考慮したからです。

その中に「劉」という少将以下若干の者は、南京に維新政府ができたとき、幹部に登用しました。劉少将は後日、日本流に言えば教育総監のような地位に昇進しました。(注) 恐らく劉少将少将であろう。黄埔軍官学校二期生。南京防禦戦のさいは旅長であつた。汪政権成立と共に周仏海の推挙により在開封、和平救国軍軍長に登用された。後出。

特務機関長としての思い出 — 城内に進入した部隊も「軍の新配置」により、逐次郊外に移駐し、上海派遣軍司令部は昭和13年3日、内地に帰還した。私は残留して南京特務機関長を命ぜられ、南京および周辺九県の中国側の行政施行に協力しました。

南京、蕪湖、太平、句容、鎮江、金壇、丹陽、揚州、滁湖の地域で、在任約一年間に各県庁を二回歴訪し、たがたび地域内を巡察したが、府救の話は勿論のこと、その噂も全然聞かなかつた。「南京大屠殺」とは、どうも前述した挾江門外の下関の屍体を見て言つたものとしか考えられない。私は特務機関長就任後、挾江門内の左側の

空地に「中国軍民慰靈碑」を建立して、日中  
兩國民が参集して慰靈祭を行った。当時、特  
務機關には本願寺派の僧侶河野三峯氏(後に  
参議院議員として二期当選)、民間の日蓮宗  
の僧侶がおり、まことに好都合であった。

また、南京管内を巡視した時、中山陵の孫  
文の大理石像の鼻の先が欠けているのに気が  
ついた。修理しようと思ったが、南京には技  
術者が居ない。陸軍報道部長の馬淵逸雄氏30  
如に頼んで、東京より適当な職人を呼んでも  
おうことにした。馬淵氏から孫文の写真を  
準備しておくようにとのことで、すぐ手配し  
て待っていた。

まもなく技術者が到着したので、特務機關  
の一室で、極秘裡に約二週間ぐらいで孫文の  
鼻を元通りに修理した。これは、限られた人  
以外には誰にも口外しなかつた。あれから四  
十数年、孫文の鼻はどうなっているだろう  
か。まことに感慨深いものがある。

▼福島佐太郎氏の証言(中華民国新民会首都  
指導部勤務、現住所、京都市東山区東大路  
馬町東入上馬町宝山荘)

捕虜となった劉將軍の告白  
私は昭和14/16年、南京の「中華民国新民  
会首都指導部」に勤務した。当時の新民会総指  
導部長は繆斌(モウヘン)氏であった。繆氏はの  
ちに汪精衛の国民政府の考試院長となられた  
人である。私は繆氏の紹介で劉啓雄將軍と知  
友となり、しばしば會食などを共にした。南  
京事件の真偽について尋ねたことがある。な  
ぞ尋ねたかというところ、劉將軍は南京南方の兩  
花台陣地及び光華門を準備する旅長として、  
わが日本軍と戦った將軍であつたからであ  
る。劉將軍はこの戦いで負傷し、日本軍の捕  
虜となつたが、のちに自由の身となり北京で  
過してしたが、国民政府樹立後、南京の軍  
官学校長に迎えられるという経歴の持ち主で  
ある。

劉少將は次のように語つた。  
「12月9日から12日夜にかけて雨花台、光  
華門の戦いは激烈をきわめ、わが軍の死傷

者も多かったが、日本軍も相当な犠牲を払  
つたはずだ。13日の弘曉、城壁の一部が爆  
破され、胸腹部隊が光華門を占領したが、  
わが軍はそれより先に総崩れとなつた。  
南京防衛司令官唐生智大將は、すでに  
12日夕刻、部下將兵を置きざりにして、揚  
子江を渡り遁走してしまつた。大將を失な  
い、指揮系統が乱れ、城壁の一角を破られ  
た守備隊は、完全に無統制な敗残兵とな  
り、珠江門から脱出して下関に、そこから船  
で筏で死地を逃れんとするもの、あるいは  
便衣に着替えて難民に混入するもの、あ  
るいは民家や廃屋に身を潜めるもの、とに  
かく潰乱状態であつた。

これより先、金持ちの市民は早くも脱出  
し、残つた市民は馬市長の命令で一定の遊  
遊場所(難民区)に集められており、その  
数は約二十万である。ここには一発  
の砲弾も落下せず、一回の火災も起きてお  
らず、死者は一人も出ていない。  
問題は、市長の命令に従わず、避難場所  
に集まらなかつた僅少の市民と、逃げまど  
つて民家や廃屋に潜り込んだ敗残兵である。  
とても噂のような大益屠殺など、人数のう  
えからみてもあり得ないことである。  
私は難民区に潜り込んだ、のちに摘出された  
が、便衣兵の処分は大体二千ないし三千ぐ  
らいとみている。

南京事件が、二十万〜三十万屠殺という数  
字まで列記して教科書にのると聞き、いまは  
亡き劉啓雄少將の言葉を思い出して、投稿す  
る次第です。

五、掠奪・放火・破壊・強姦

南京事件は「南京占領後、約一ヶ月の間  
に約二万件の強姦事件が発生し、住宅や商店  
が掠奪・放火されて暴行行為は六週間もつづ  
き」とし、中国側の告発・証言も、その大部  
分がこのような暴行行為に集中している。  
また、巷間「南京攻略軍には悪質な兵が多  
く、上級司令部が非行を黙認し、効果的な抑  
制措置をとらなかつた」と、日本軍の軍紀類

窟を言う者がある。  
このたびは「虐殺問題」に重点を置いたの  
であるが、この種の行為についても簡単に触  
れておきたい。

▼掠奪・放火・破壊  
追撃作戦や南京占領直後、ことに食糧不  
足のために徴発を行い、中国人民に害を及ぼ  
したことは、否定し得ないところであるが、  
参戦者の証言・私の体験によつても、掠奪・  
放火は退却する中国軍自身の手によるものが  
多く、たとえ不心得者が金品を強奪所持した  
としても、内務検査で摘出されるばかりか、  
陸軍刑法によつて処断される恐れも多分にあ  
つたのである。  
兵士たちは、「南京戦がすめば戦争は終わ  
るので内地に帰還できる。もし、悪いことを  
して処罰されれば、内地に帰れなくなる」と  
素朴に考へて非行を戒めていた。

また、「南京市三分の一破壊」というが、  
これは日本軍の爆撃と中国軍撤退時の放火・  
破壊によるものである。南京攻略戦において  
は、砲兵による城内の射撃は原則として禁止  
され、またその必要もなかつた。城内進入戦  
車隊が戦車砲の使用を禁止し、各部隊が火災予  
防に注意し、不審火の消火作業に忙殺された  
ことは、既述のとおりである。

戦争であるから誤爆・誤射あるいは過剰行  
為が派生し、放火の始末などにより火災が  
発生したこともあり。また、城内掃蕩で空  
家を検索する際、室内器物を破壊したことも  
あろう。しかし、放火・破壊・掠奪はチン  
パーレイの記録にあるように、退却する中国  
軍自身あるいは暴民によつて生じた被害が大  
きかつたのである。

▼藤田清氏の証言(前出、独立軽装甲車第二  
中隊)「中隊で二名が夜遊びをした」あるい  
は大西一氏の述懐(前出、上海派遣軍参謀)

二十二聯隊)に渡し、敵前に処した」の事例  
が示すように皆無とは言えないが、軍の慰安  
所が開設されるまでの僅かの期間、一部の不  
心得者の犯行が誇大に伝えられたものではな  
らうか。

次の事件は南京占領後の翌年3月、鎮江・  
金陵付近の討伐戦間の出来事であるが、参考  
のため紹介する。  
▼井上直造氏の述懐(独立軽装甲車第六中隊  
長、45期、先年死歿)  
(注：この述懐は、竹下栄蔵氏II同中隊上  
等兵のち曹長、東京都大田区大森、みやこ  
食品工業社長IIの陣中日誌を説かれた井上  
中隊長が書き残されたものである)  
「明日の攻撃計画を説明するために中隊全  
員を集めたところ、Yという上等兵が一人  
居ない。金壇の治安はよく維持され、住民  
も大勢帰つてきて宜無班も活動中であつ  
た。しかし、周囲にはゲリラ部隊が一杯居  
る。単独行動中に敵のゲリラに襲撃された  
のではないかと、全員が手分けて捜したが  
手懸りがかめない。」

最後は、或いはと思つて慰兵隊に連絡し  
たところ「その兵ならば婦女暴行の現行犯  
として留置している」とのことである。中  
隊長の監督不行届きから、こんな兵を出し  
てまことに申し訳ないと思ひ、なんとかな  
らないかと悩んだが、名案がない。熊本か  
ら出征する時、Y上等兵のお父さんに會つ  
たが「あれの命はあなたに預けます」とい  
われたお顔が浮かんで来た。どうして内地  
に帰されようかと悩みに悩んでいた。  
ところが丁度、宣撫班にいた同文書院出  
身の青年が慰兵隊に留置中のY上等兵に會  
つて、その状況を知らせてくれた。「慰兵  
隊は、どんなに頼んでも帰してくれないで  
しょう。調べてみると、Y上等兵は実際に  
暴行を加へたのではなく、きれいな女の人  
を見て近づいて行つただけと言つたのだか  
ら、その中国婦人から暴行しようとしたの  
ではない」といふ証言をして貰えば、帰して

は、大西一氏の述懐(前出、上海派遣軍参謀)



もらえらるう」と言う。宜撫班の青年に相手の婦人の住所を捜してもらったら、すぐに判明した。

私は早速その婦人の家に行き、宜撫班の青年に通訳してもらい、「私の監督不行届きにより、たいへん申し訳ないことをしました。今後、こんな事がないようにするから、許してもらいたい」と地面に土下座し、額を地につけて謝ったが、なかなか承知して呉れない。その婦人は、極めて容姿うるわしい中国婦人であり、主人も出てきた。この主人はお世辞にも美男子とは言えない男であるが、金壇の大地主とのことであつた。

宜撫班の青年が将があかないので「県長に頼んでみましょうか」と言う。そうして呉れと頼むと、「それには金が必要だ」と言う。私は出征以来、本俸は留守宅渡しとし、戦地加俸は自分が貰っていたが、七月以来のものが百円あまり貯っていた。それを青年に全部渡して、「これでなんとかならないか」と言うので、「これだけあれば、なんとか都合がつくだろう」という。県長を通じて交渉してもらい、夜中の3時頃話し合いがつき「訴えた婦人が憲兵隊に取下げの手續きをして呉れ、憲兵隊も了承してくれた」と言うので、憲兵隊に行った。

Y上等兵に面会すると、帯革も銃剣もとられて哀れな姿で留置場に入れられていた。Y上等兵を貰い受けて部隊に帰った。そして中隊全員を集めて、「もし今後こんな恥づかしいことをして中隊から処罰者を出すようなことがあったら、今までの苦勞も功績も、いっぺんに失ってしまふ。戦死された人達にお詫びのしようもない。日の丸の旗を振って送り出してくれた家郷の人達に、会わせる顔がないではないか」と、厳しく注意した。

そして、Y上等兵には、中隊長権限の最大限の処罰をしたが、人事担当の有田准尉には軍隊手帳には記入するなど、指示して

おいた。その後、Y上等兵は改換してたいへん真面目に戦闘に参加し、中隊は昭和14年末まで各地に転戦したが、この種の間違いをする者は一人も居らなかつた。

さて、Y上等兵であるが、漢口会戦に出発する前に、憲兵要員の募集があつた時、Y上等兵は隊内でたいへん肩身の狭い思いをしていたので、「罪ほろぼしに憲兵として、現地人を保護する仕事をしてみたいか」と勧められた。Y上等兵は喜んで受験し、これに合格して立派な憲兵となつたのである。

（筆者注）この事件は南京戦間のことではなから、私が直接、故井上中隊長、竹下栄蔵氏にお会いして聞いた話である。  
▼龜田三千男氏の証言（独立軽装甲車第七中隊段列、軍曹、札幌市西区二十四軒四条五丁目）  
昭和59年1月29日、岐阜県の海津温泉において、全国セトミ会の世話人会で、龜田氏が語つた体験談である。  
南京捕虜收容所勤務中の出来事  
私は徐州会戦後、昭和13年6月頃であつた。衛兵掛として捕虜收容所の警備にあつた。兵力は徒歩編成の一ヶ小隊ぐらゐであつた。

收容所の外周には要所要所に歩哨を配置して警備した。收容所内には多数の捕虜が收容されてはいたが、その数は三〜四千居つたと思ふ。  
收容所勤務の際、A一等兵が職務を放棄して民家遊びに行き、憲兵に捕えられた。小隊長伊藤中尉は、寛大な処置、取り下げを懇願したが、中隊長山田大尉は「軍規違反」として軍法会議に付した。

内地に還送されて代々木の陸軍衛戍刑務所で二年の刑に服役して帰隊し、後日無事内地に帰還した。A一等兵にたいしては、まことに氣の毒であつたが、当時の中隊長は軍規維持のため、頑として聞かなかつたことを覚え

六、南京占領後一むすび  
南京占領後のことについては、土井中二氏（砲艦比良艦長、中佐・海兵45期）の「難民救済の回顧録」をはじめ、多数の証言をいたしたが割愛し、南京警備を担任した第十六師団の「申継書」を紹介して、当時の状況を述べることとする。

▼第十六師団の申継書（第十六師団作戦記録より抜粋）  
一、警備  
一、地区ノ区分及び南京市内ノ配備ハ、一六師作命甲一八八号ノ如シ。（注、作命は現存していない）  
二、軍内ノ軍紀風紀ヲ厳正ニセンガタメニハ、警備司令官ノ区如権ヲ厳格ニ行使シ、方面軍、各軍直轄部隊ノ優越感ヲ打破スルト共ニ、通過軍隊ノ行動ヲ監視スルコト必要ナリ。

三、地区内一般ノ状況ハ平穩ナルモ、十日バカリ前、江寧鎮東方ニオイテ百名近クノ敗残兵、我進路兵ヲ襲撃シタル事件アリ。概シテ秣陵関、溧水方面、我配備ノ尖端地方ニ注意ノ要アリ。  
四、南京市内ハ漸ク兵・民ヲ分離シ、概シテ民ノミトナレリ。将来更ラニ戸口調査ヲ完了シ、武器ノ搜索、押収ト共ニ、出入者ヲ監視ヲ厳格ナラシムレバ、心配ナキニ至ルベシ。コノ件逐次、実行ヲ望ム。

五、首都ヲ占領シタルヲ以テ、重要文書ヲ押収スルコトニ著意シ、目ニツクヨウナ箇所ニ在リシモノハ既ニ軍ニ提出済ナルモ、將來ハ要人私宅ヲ更ラニ搜索スル要アルベシ。  
二、敗残兵ノ掃蕩  
一、各守備隊ハ回数ニ亘リ、担任地区内ノ掃蕩ヲ実施シ、殆ンドソノ影ヲ見ザルモ、時々三・五ノ敗残兵ヲ捕獲シツツアリ。示威・微発、行軍等ノ目的ヲ兼ねテ、不斷実行セラルルヲ可トス。

二、南京市内ノ敗残兵ハ避難民中ニ混淆シ、占領当初大イニ手ヲ尽シテ分離ヲ行ヒ、概

ネコレヲ終リタルモ、尚完全トハ謂ヒ難シ。今後ハ密偵ヲ使用シテ抽出スルヲ可トス。先日モ八八師ノ大隊長ヲ捕縛セリ。

三、特ニ注意スベキハ、各国外交機関内ニ隠匿シタル相當階級ノ人物ヲ交際内ニ隠八八師大隊長ノ自白ニヨレバ、米大使館内ニ团长及び營長高隠レアリ。連レ出シテ逮捕ヲ要ス。（注、团长は聯隊長、營長は大隊長）

三、隠匿武器及び軍需資材ノ蒐集  
一、武器一切ハ没収シツツアリ。南京市外ハ殆ンドナシ。然レドモ、南京市内ニハ家宅搜索セバ尚出テタルモノト判断ス。時々、敗残兵等ヲ捕獲シ、自白ヲ逼ルト隠匿箇所ヲ云フ者アリ。  
市内ノ戸口調査ト同時ニ、更ラニ実施スルヲ要ス。  
二、軍需資材ハ、南京市内ノ目星シキモノハ全部押収シ、倉庫等ニ収メタリ。大街道ヨリ離レタル側方ニ、尚弾薬、鉄条網材料等遺棄セラレアリ。逐次蒐集セラレアリ。

四、戦場掃蕩  
一、目ノ付ク限りニ於テハ、殆ンド完了ノ域ニアリ。然レドモ、早々ノ間ニ行ヒタルヲ以テ、夏期ニナルト或ヒハ汚穢ニ至ルニアラズヤト思ハレリ。  
モツトモ是等ハ戦場トナリシ付近ノミナルヲ以テ、処置ニ大ナル困難ナカルベシ。  
二、危険物ノ除去ニ努メタルモ、紫金山周囲ノ道路ニ地雷多ク、道路ハ路面以外ニ出デザルヨウ注意アリタシ。  
又、明ノ孝陵付近ハ、最も地雷多キ地区ナリ。進入セザルヨウ標識シ置キタル管ナリ。

三、中山陵ハ悪戯ヲナスモノ多ク、恥辱ニツキ、見物者ヲ制限シツツアリ。將來ハ必要ナカラズ。  
五、宜撫班工作  
一、系統ヲ警備系統、統帥系統内ニ入ルルヲ可トス。師団ニ於テハ警備司令官ニ全部区処セシメタリ。

二、難民処理ニツイテハ、一六師作命乙第一号ノ要領ニヨリ、目下、兵民分離ヲ漸ク終リタル程度ノトコロナリ。

一月一日成立セル自治会ヲ利用シ、コレヨリ逐次本工作ニ入ラントス。

六、ソノ他

支那人医師、篤榮光ハ師団ノ密偵トシテ功績アリ。爾後、引続キ使用セラレタシ。保護モ願ヒタシ。

第十六師団は昭和十三年一月二十二日、南京警備を第十三師団の天谷支隊(歩兵第十旅団)に譲り、一月十六日には南京に到着した)に申し継ぎ、南京を離れて北支に転進したのである。

▼むすび

これをもって一応「証言による南京戦史」の本文を終わることとする。この戦史は、まったく私一個人の発意から出発したのであるが、58年11月、「借行」編集部企画として採りあげられ、会員各位ならびに編集部との絶大なご指導、ご支援を賜わり、やうやく終結を迎えることができた。

この間、主として「虐殺」―不法殺害問題にしぼって、各種の証言・資料を種々の角度から交合法により検証すべく努めたつもりであるが、不確定要素があまりにも多く、その真相をつかむことが困難であった。途中で幾度か難関にあい頭を抱えた。挫けかけた私を支え励ましてくれたものは、事変当時、命令を守り黙々として戦った戦友たちの想い出であり、これに報いなければならぬという使命感であった。

書き終わってみて、郷土部隊や旧軍の名譽を傷つけ、先輩・会員各位のご期待に反する点が多々あったことを懼れる次第であるが、ご寛容賜わりたいと思う。本戦史は数多くの未解明部分を残しているが、南京事件の真相究明の一助ともなれば幸甚これに過ぎるものはない。長い間、紙面を提供され、お読みいただいた会員諸兄に対し、深謝申しあげる。なお、「借行」編集部は南京事件の「総括的考察」を3月号に掲載する予定である。

借行社各委員会の担任事項と委員会の構成について

最上事務局長 当とし、社屋改善特別委員会の業務は、総務委員会の担任より指名された。

1月10日の常任理事会に於て、今迄あった生委員会、社屋改善のための資金計画の立案

財団法人 借行社(常設) 委員会の業務分掌区分

昭和六十年一月十日

昭和六十年一月十日

委員会名	主要分掌業務
総務委員会	一、(一般)事業の総合計画、会議、集會、各委員会の連絡調整及び他の委員会に属しない事項 二、(特別)年次總會等の計画、実施に関する事項 三、(特別)借行社将来問題の継続的検討に関する事項
援護委員会	一、(一般)寄附行為第五号第一号、第二号及び第五号に掲げる事項ならびに恩給法等の周知に関する事項
福祉厚生委員会	一、(一般)ロビーの運営、會合、宿泊その他會館の運営、圖書の収集保管及び物品の委託販売に関する事項 二、(特別)會館の利用及び事業部の業績改善に関する事項 三、(特別)會館改修(社屋改善)計画の検討推進に関する事項
編集委員会	一、(一般)機関紙の編集、発行ならびに圖書の刊行及びその販売に関する事項
財務委員会	一、(一般)財産の保全管理、予算、決算及び経理に関する事項 二、(特別)會館改修(社屋改善)のための資金計画の立案に関する事項
備考	一、(一般)とあるのは財団法人借行社施行規程第十三条乃至第十七条までに規定されている各委員会の任務であり、(特別)としたのは、当該任務中当面特に促進を要する具体的問題点若くは新規追加した任務等である。 二、既設の特別委員会は一旦すべて解消する。

委員会名	常任理事	理事	事務
総務委員会	59少藤高橋正治 53少藤高橋正治 24後藤久記	6058565544 堀吉伊山杉 内田藤口浦 正弥成 崇豊康六孝	幼61 新井一文 黒川一男
援護委員会	58少飯村元祐 52少飯村元祐 23豊嶋克季朝	少5756少37 24小藤山伊岩 島本口原春 邦靖叔宝	6159 国分浩一 太田豊
福祉厚生委員会	56少小沢新正 54少小沢新正 22村野新一	585755少46 17古横銚芥齊 岡瀬山藤喜一 良富太郎	6059 清水内村佐武 内村佐武 廉
編集委員会	615755 高橋登志郎 八吉田光夫 卷田明彦	545349484742 松鈴中春完竹 岡木村山倉下 二弘竜壽善正 郎道平良郎彦	少23 久保 山江本 入江保 山田 鈴木 山田 正勝 文盛 三郎 三好
財務委員会	60少喜多由己 51少喜多由己 19喜多由己	経幼6160少18 明福志塚市 知田賀原川 芳一昭充一 隆弥夫輔	54 最上 貞雄
備考	事務局 局長(理事) (部長) 55 54 54 山田 小林 政行 次夫		